

鳥取縣公報

規 則

◇鳥取縣規則第四十四号

食糧管理法（昭和十七年法律第四十号）第三十條の八第二項の規定に基く鳥取縣碎米管理規則を次のように定める。

昭和二十六年七月十七日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣碎米管理規則

第一條 食糧管理法（昭和十七年法律第四十号）第三十條の八第二項の規定に基き、碎米の売買等に関しては、この規則の定めるところによる。

第二條 この規則において「碎米」とは、米（輸入玄米を含む以下同じ。）のとう精工程において生ずる碎粒（ぬかから分離された碎米を含む。）で寸十四目（針

昭和二十六年七月十七日
第二千二百二十七号

火 曜 日

本書ノ大半サハ國定價格A五判

金二十五番線）のふるいを通過するもの（自家消費のものを除く。）をいう。

第三條 とう精業者、搾油業者その他碎米を所有する者は毎月十日までに前月末現在においてその所有する碎米の數量を第一号様式による知事及び食糧事務所長に報告しなければならない。

第四條 碎米の売渡をしようとする者は、あらかじめ四十五疋包装單位ごとに農産物検査法施行規則第十三條の規定に準ずる票せんを添付の上食糧事務所職員の検査確認（確認年月日及び食糧事務所名を記載し検査官の認印を押印する。）を受け第二号様式による申請書に食糧事務所職員の見査を受けた旨を証する証明書を添えて知事に提出しその許可を受けなければならない。
2、前項の許可すべき用途は、知事が別に定める。

09117

第五條 知事は、前條第一項の許可をする場合において、食糧需給上持に必要があると認めるときは、用途、数量、期間、売渡の相手方等の変更を条件として許可することができる。

第六條 碎米の輸送をしようとする者へ委託を受けて輸送する者を含む。は、第三号様式による申請書を知事に提出しその許可を受けなければならない。

第七條 とう精業者、搾油業者その他碎米を所有する者は、第四号様式による帳簿を備え、整理して置かなければならない。

2 知事は必要と認める場合には前項の帳簿を当該吏員に検査させることができる。

第八條 前條第二項の規定により検査を命ぜられた当該吏員は立入検査の際その身分を証する第五号様式の証票を携帯しなければならない。

第九條 第三條第七條までの規定に違反した者は二十円以下の過料に処する。

附 則

この規則は公布の日から施行する。

第一号様式

碎米現在高報告

住所

氏名又は名称

昭和 年 月 日

鳥取県知事

(鳥取食糧事務所長 殿)

月分碎米現在高を鳥取県碎米管理規則第三條の規定により左記のとおり報告します。

記

前月末 現在高 (K)	当月中 生産高 (K)	当月中 売渡高 (K)	当月末 現在高 (K)	備 考

09118

第二号様式

碎米売渡許可申請書

一、申請者の住所

氏名又は名称

二、売渡の数量及び期間

三、用 途

四、売渡の相手方の住所、職業、氏名又は名称

及びその捺印

五、食糧事務所職員の検査を受けた年月日

右のとおり売渡したので鳥取県碎米管理規則第四條の規定により申請します。

昭和 年 月 日

右 氏 殿

名 印

鳥取県知事

第三号様式

碎米輸送許可申請書

一、申請者の住所氏名又は名称

二、輸送をしようとする碎米の数量

三、用 途

四、輸送区間及び輸送期間

五、輸送を受ける相手方の住所氏名又は名称

六、食糧事務所職員の検査を受けた年月日

右の通り輸送したいので鳥取県碎米管理規則第六條の規定により申請します。

昭和 年 月 日

右 氏 殿

名 印

鳥取県知事

第四号様式

碎米生産状況帳

区分 月日	生産数量	販売数量	販売先 名称	受領印	用途	差引 残高
	(K)	(K)	名	印		(K)

